

札幌新まちづくり計画市民会議設置要綱

平成15年8月29日
企画調整局長決裁

(設置)

第1条 札幌新まちづくり計画の策定に当たり、幅広い市民議論のもと、重点的に取り組むべき施策など、まちづくりの共通認識を形成していくことを目的として、札幌新まちづくり計画市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

(組織)

第2条 市民会議は、委員24人以内をもって組織する。

- 委員は、学識経験のある者、市の公募に応じた市民その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。
- 委員は、札幌新まちづくり計画の策定に係る協議、検討が終了したときは、委嘱を解かれたものとみなす。

(座長及び副座長)

第3条 市民会議に座長1人、副座長2人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 座長は、市民会議を代表し、会務を総括する。
- 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 市民会議の会議は、必要の都度座長が招集する。

- 座長は、会議の議長となる。
- 市民会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(分科会)

第5条 市民会議は、その定めるところにより、分科会を置くことができる。

- 分科会に属すべき委員は、座長が指名する。

(庶務)

第6条 市民会議の庶務は、企画調整局企画部において行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、市民会議の運営に関し必要な事項は、座長が市民会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成15年9月1日から施行する。